

静岡県立特別支援学校施設整備基本計画

2018年2月

静岡県教育委員会

静岡県立特別支援学校施設整備基本計画目次

＊ 目次	1
＊ 静岡県立特別支援学校施設整備基本計画概要	2
第1章 特別支援教育の基本理念と 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の位置づけ	4
1 静岡県の目指す特別支援教育(基本理念)	
2 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の位置づけ	
第2章 静岡県の特別支援学校整備の経緯	5
1 2006年度までの養護学校整備	
2 「特別支援教育を推進するための盲学校、聾学校及び 養護学校基本計画」の策定と整備(2007年度～2010年度)	
3 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」の策定と整備 (2011年度～2020年度)	
4 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」の見直しと新計画の策定	
第3章 静岡県における特別支援学校の現状と課題	7
1 児童生徒数の増加	
2 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づく 整備による成果と課題	
3 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」策定後に 新たに考慮が必要となった課題	
4 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」で優先度の高い課題	
第4章 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の方針	13
1 計画方針	
2 計画期間	
3 計画における地区設定	
第5章 特別支援学校の具体的な整備計画	15
1 2017年度から2021年度までに整備に着手する箇所	
2 2022年度から2026年度までに整備に着手する箇所	
＊ 資料	19

〔児童生徒数・施設規模〕

- ・ 特記のない場合は、2016年5月1日時点の数値です。

〔地区名称の表記〕

- ・ 表記方法をこれまでの計画から変更しました。

〔これまで策定した計画の表記〕

- ・ 本文では、2006年10月策定の「特別支援教育を推進するための盲学校、聾学校及び養護学校基本計画」は「2006計画」、2011年3月策定の「静岡県立特別支援学校施設整備計画」は「2011計画」とそれぞれ表記します。

静岡県立特別支援学校施設整備基本計画概要

「静岡県立特別支援学校施設整備計画」（2011年度～）での整備

○ 早急に対策が必要な5地区の整備

障害種	地区	課 題			施設整備状況	開校・移転
		関係学校	狭隘	通学		
知的	中 東 遠	袋井特別支援学校	○	○	掛川特別支援学校	2015年度
	志 太 榛 原	藤枝特別支援学校	○	○	吉田特別支援学校 藤枝特別支援学校焼津分校	2015年度 2013年度
	御殿場・裾野 沼津駿東 三島田方	沼津特別支援学校 御殿場特別支援学校	○		沼津特別支援学校愛鷹分校	2013年度
肢体	三島田方	東部特別支援学校			老朽改築	2018年度(予定)
	浜 松	西部特別支援学校			老朽改築	2017年度



《成果》

- ・整備した地区の施設狭隘化・通学負担の軽減
- ・老朽改築による障害の状況に適した学習環境の提供

《課題》

施設狭隘化

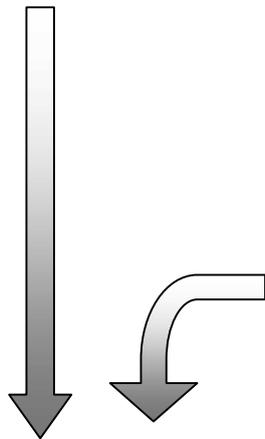
- ・整備した地区での想定を上回る児童生徒数の増加による施設狭隘化
- ・整備を行わなかった地区で児童生徒数の増加による施設狭隘化

通学負担

- ・通学負担の大きい児童生徒の多い地区が依然として存在

施設老朽化

- ・整備校以外の学校で、経年による施設老朽化の進行



計画策定後に新たに考慮が必要となった課題

- ・防災対策の強化
- ・医療的ケアが必要な児童生徒の増加
- ・個々のニーズに対応した進路実現
- ・障害者スポーツの振興
- ・食形態にあわせた摂食指導
- ・病弱を対象とする特別支援学校における関係機関との連携
- ・空調設備の設置

優先度の高い課題

◎施設狭隘化 ◎通学負担

※知的障害を対象とする特別支援学校で顕著

計画方針(2017年度～2026年度)

- 方針1 知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担を最も優先度の高い課題と捉え、それを解消する整備を行います。
- 方針2 知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化と通学負担以外の課題は、整備時に必要な対策を講じます。
- 方針3 知的障害以外の障害種を対象とする特別支援学校における課題は、必要に応じ対策を講じます。



整備地区

《2017年度～2021年度着手》

2016年度現在、施設狭隘化・通学負担が大きい地区

《2022年度～2026年度着手》

児童生徒数の推移を含む課題の解消状況を検証し、2021年度に決定

整備に着手する箇所(2017年度～2021年度)

障害種	地区	主な課題		整備内容		
		関係学校	施設狭隘化		通学負担	
知的	御殿場・裾野	御殿場特別支援学校	○		高等部分校新設	
	三島田方	沼津特別支援学校	○	○	東部特支移転跡地に本校新設	
	富士・富士宮	富士特別支援学校	○		高等部分校新設	
	静岡	岡	静岡北特別支援学校	○	○	本校新設
			清水特別支援学校	○		
	浜	松	浜北特別支援学校	○	○	旧気賀高校跡地に本校新設 高等部分校新設
			浜名特別支援学校	○	○	
浜松特別支援学校			○	○		

第1章

特別支援教育の基本理念と「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の位置づけ

1 静岡県の目指す特別支援教育(基本理念)

- ・ 静岡県教育委員会では、2016年4月に「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－『共生・共育』を目指して－」を公表しました。
- ・ その中で、静岡県の目指す特別支援教育及び「共生・共育」を次のように定めています。

静岡県の目指す特別支援教育	「共生・共育」に向けた特別支援教育を学校教育全体に根付かせ、さらに社会全体に広げることにより、共生社会の形成を目指します。
静岡県の目指す「共生・共育」	障害の有無に関わらず、幼児児童生徒が、居住地区で共に支え合い育つとともに、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるようにします。

2 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の位置づけ

- ・ 「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－『共生・共育』を目指して－」では、静岡県の目指す特別支援教育の実現のために、次の6つの視点でその方向性を整理しています。

	静岡県の目指す特別支援教育の実現のための6つの視点	特別支援学校における特別支援教育の方向性
1	支援体制の整備	校内の支援体制の整備と特別支援学校のセンター的機能
2	多様な学びの場の環境整備	特別支援学校の適正な規模と配置
3	個に応じた指導の充実	個に応じた教育内容の充実
4	学校間の連携と「交流及び共同学習」	「交流及び共同学習」の推進
5	関係機関との連携と外部人材の活用	地域の支援システムへの参画
6	専門性の向上	教職員の専門性の向上

- ・ 静岡県立特別支援学校施設整備基本計画(以下、「本計画」という。)は、上記の「特別支援学校における特別支援教育の方向性」のうち、「特別支援学校の適正な規模と配置」を受けて、これまでの特別支援学校整備の課題を踏まえた実際の整備に当たっての在り方や具体的な整備箇所を定めます。

第2章

静岡県の特別支援学校整備の経緯

1 2006年度までの養護学校整備

(1) 養護学校教育義務制に伴う学校整備

- ・ 養護学校教育の義務制が始まった1979年当時、県立学校では、盲学校3校、聾学校3校、養護学校(知的障害)3校、養護学校(肢体不自由)3校、養護学校(病弱)1校の計13校と、施設併設の分校2校を設置していました。
- ・ その後、児童生徒数の増加や通学時間の軽減に対応するため、2006年度までに、知的障害を対象とする特別支援学校の本校5校(藤枝、富士、袋井、浜名、御殿場)、分校5校(伊東、清水、伊豆高原、南の丘、御前崎)、肢体不自由を対象とする本校1校(静岡南部)の新設、本校1校の校舎増築(静岡北)をしてきました。
- ・ 知的障害を対象とする特別支援学校では、肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒の人数も多いことから、通学の利便性を考慮し、1979年度以後は、基本的に知的障害を対象とする特別支援学校に肢体重複学級を併置してきました。

(2) 高等部の整備拡充

- ・ 特別支援学校での高等部の教育を望む声に応え、1998年度に、高等部の学級の設置を、固定した入学定員から、入学見込者数に応じた定員枠を策定する制度に変更しました。それ以降、増加の進む高等部の生徒数に対応するため、2004年度に全国初の高等部単独分校を整備するなど、高等部の拡充を進めてきました。
- ・ 高等部分校では、「共生・共育」の推進を目指し、職業教育を重視した教育課程を編成し、学習を進めています。

2 「特別支援教育を推進するための盲学校、聾学校及び養護学校基本計画」の策定と整備(2007年度～2010年度)

(1) 計画策定の経緯と概要

- ・ 2005年3月に公表した「静岡県における今後の特別支援教育の在り方についてー共生・共育を目指してー」を受けて、特別支援教育を推進するための盲学校、聾学校及び養護学校(現在の特別支援学校)の在り方について具体的方策の検討を行い、2006年10月に「特別支援教育を推進するための盲学校、聾学校及び養護学校基本計画」(以下「2006計画」という。)を策定しました。2006計画では、特別支援学校の大規模化の解消及び通学負担の軽減を図ることを目的として、学校の整備を進めてきました。
- ・ 2006計画により、本校1校の新設(清水)、本校1校の県立移管(浜北)、児童生徒数の増加に対応した本校2校の仮設校舎のリース開始(袋井、浜松)、分校5校の新設(伊豆下田、伊豆松崎、伊豆田方、磐田見付、城北)を行いました。

(2) 計画に示した地区以外における学校整備

- ・ 施設狭隘化の状況を改善するため、2006計画に示した地区以外でも、分校1校の新設(富士宮)、本校3校の校舎増築(御殿場、富士、藤枝)を行いました。

3 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」の策定と整備(2011年度～2020年度)

(1) 計画策定の経緯と概要

- ・ 2007年度以降、2006計画に基づく学校整備を進め、教育環境の充実を図ってきました。しかし、2006計画策定後も知的障害を対象とする特別支援学校では、想定以上の児童生徒数の増加が続き、施設狭隘化や学校の大規模化、通学負担の課題が多く、多くの地区で未解消でした。
- ・ 新たな課題として、肢体不自由を対象とする特別支援学校の老朽化が進み、障害の重度・重複化、多様化にも対応できる学習環境の整備が必要となりました。
- ・ これらの課題解決を図るため、2011年3月に、2011年度から2020年度までを計画期間とする「静岡県立特別支援学校施設整備計画」(以下、「2011計画」という。)を策定しました。

(2) 計画による整備状況

- ・ 2011計画により、知的障害を対象とする特別支援学校では、本校2校(吉田、掛川)と分校2校(愛鷹、焼津)を新設しました。また、肢体不自由を対象とする特別支援学校では、2校の老朽改築(東部、西部)を行っています。

(3) 計画に示した地区以外の学校整備

- ・ 静岡市内の公立高等学校再編整備により、県立静岡南高等学校内に設置していた静岡北特別支援学校南の丘分校を県立駿河総合高等学校内に移転しました。

4 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」の見直しと新計画の策定

- ・ 2011計画では2015年度に児童生徒数の推移を見通した中間見直しを行い、計画後期である2016年度から2020年度までの整備を検討することとしていました。
- ・ 知的障害を対象とする特別支援学校では、想定していた児童生徒数を上回る大幅な増加等に対応する必要が生じました。そのため、2011計画の中間見直しではなく、計画の抜本的な見直しを行い、今後10年間を見通した新たな計画を策定することとしました。

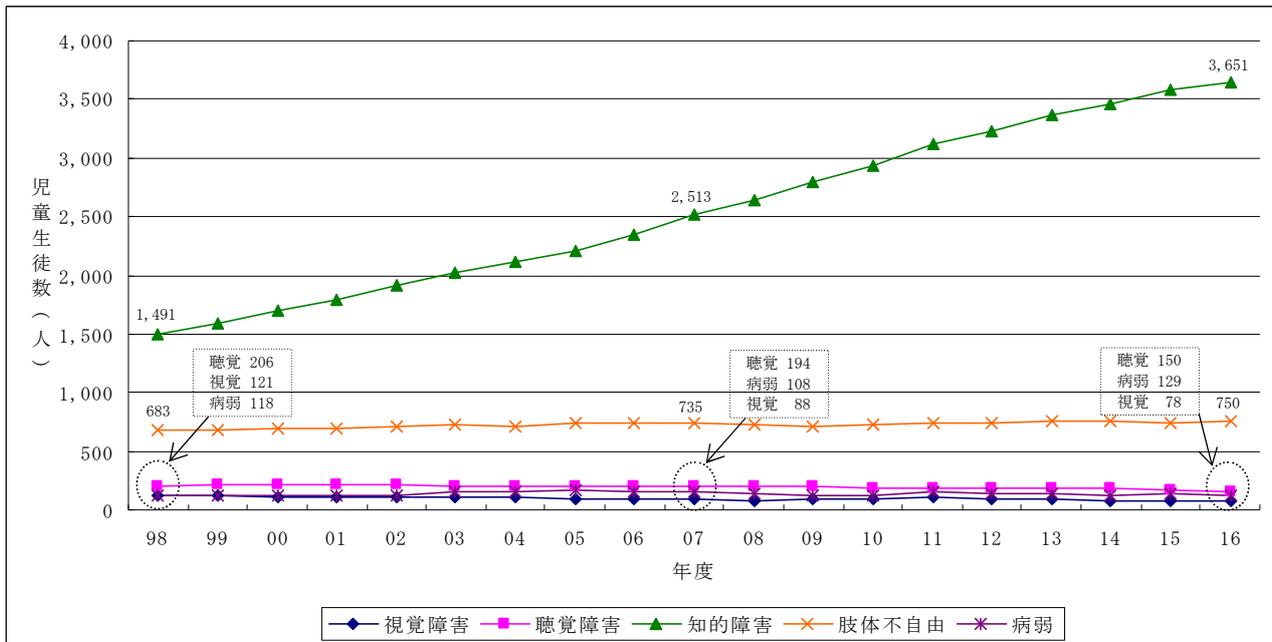
第3章

静岡県における特別支援学校の現状と課題

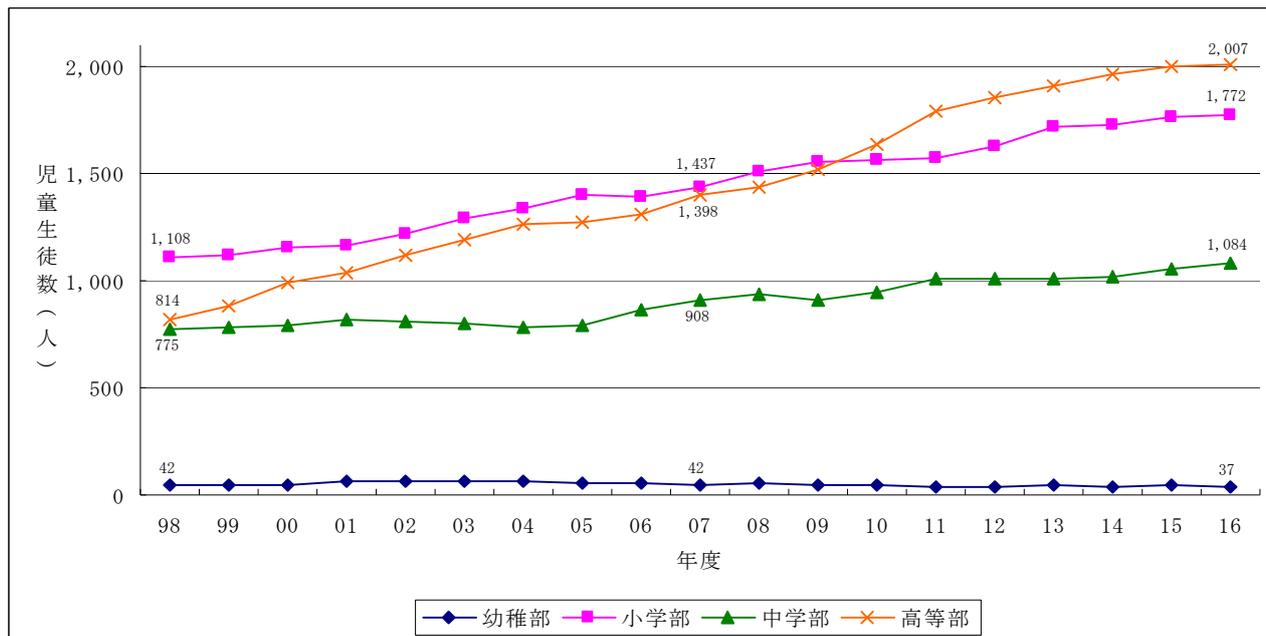
1 児童生徒数の増加

- ・ 小学校、中学校及び高等学校の児童生徒数が減少する中、特別支援学校の児童生徒数は増加し続けています。特に、知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数の伸びが大きくなっています。また、部別では高等部の生徒数の増加が顕著になっています。(表1、表2)
- ・ 今後の10年間の児童生徒数は、知的障害を対象とする特別支援学校においては、小学部と中学部は増加を続けた後に微減し、高等部では増加を続け、全体では増加を続けると予想しています。また、知的障害以外の障害種を対象とする特別支援学校では、いずれも2016年度の児童生徒数と同程度で推移すると予想しています。

【表1】障害種別特別支援学校の幼児児童生徒数の推移



【表 2】 部別特別支援学校幼児児童生徒数の推移



2 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づく整備による成果と課題

(1) 施設狭隘化

- 2011計画では、施設狭隘化を解消するために、知的障害を対象とする特別支援学校の本校2校(吉田、掛川)と分校2校(愛鷹、焼津)を整備しました。これらの整備により、関係する藤枝特別支援学校及び袋井特別支援学校では、2016年度の児童生徒数が減少し、施設狭隘化や大規模化を一定程度解消することができました。(表3、表4)
- 一方で、知的障害を対象とする特別支援学校では、児童生徒数の増加が想定以上に続いたことで、整備した地区の特別支援学校の施設狭隘化を完全に解消することはできませんでした。また、2011計画での未整備地区でも、児童生徒数の増加が想定以上に続いたことで、施設狭隘化が一層進行しました。現在、県内の多くの地区の学校で施設狭隘化や大規模化しています。(表5)
- 児童生徒数の増加による施設狭隘化や大規模化に伴い、教室不足が深刻となっている知的障害を対象とする特別支援学校が多くあります。これらの学校の多くは、特別教室等を普通教室に転用する等により対応しています。また、袋井特別支援学校及び浜松特別支援学校の2校には仮設校舎を設置しており、常態化しています。

【表3】2011計画に基づく整備による状況(施設狭隘化)

(単位 人)

地区	整備内容	施設規模人数			児童生徒数			整備効果		
		2010年度 A	2016年度 B	差引 B-A	2010年度 C	2016年度 D	差引 D-C	2010年度 E=C-A	2016年度 F=D-B	差引 E-F
御殿場・裾野 沼津駿東 三島田方	愛鷹分校 (2013年度)	416	470	54	493	659	166	77	189	▲112
志太榛原	焼津分校 (2013年度) 吉田 (2015年度)	300	506	206	454	519	65	154	13	141
中東遠	掛川 (2015年度)	392	540	158	480	600	120	88	60	28

【表4】2011計画に基づく整備による状況(在籍児童生徒数)

(単位 人)

学校名	2016年度児童生徒数			整備内容
	整備をしなかった場合 A	現状 B	整備効果 A-B	
御殿場	243	229	14	愛鷹分校(2013年度)
沼津	377	350	27	
藤枝	507	325	182	焼津分校(2013年度) 吉田(2015年度)
袋井	474	281	193	掛川(2015年度)

【表5】知的障害を対象とする特別支援学校の施設規模と児童生徒数の状況(地区別)

(単位 人、%)

区分	賀茂	熱海・伊東	御殿場・裾野	沼津駿東	三島田方	富士・富士宮	静岡	志太榛原	中東遠	浜松	全県
施設規模 A	41	53	138	278	54	366	480	506	540	507	2,963
在籍者数 B	40	100	229	224	206	476	644	519	600	857	3,895
差引 B-A	▲1	47	91	▲54	152	110	164	13	60	350	932
割合 B/A	97.6	188.7	166.0	80.6	381.5	130.1	134.2	102.6	111.1	169.0	131.5

(2) 通学負担の状況

- ・ 通学負担の解消が課題であった2校(藤枝・袋井)は、施設整備により学区が分割されたことで、通学負担は2010年度と比較し軽減することができました。(表6)
- ・ また、スクールバスの増車等により、全県的に通学負担の解消に努めてきました。

- ・ しかし、通学に60分超を要する児童生徒の割合が県平均の2倍を超えている学校もあります。(表6)
- ・ 遠距離通学は、児童生徒は長時間のバス通学等が強いられ、保護者の生活や仕事にも影響が出ているため、児童生徒にとっても、保護者にとっても大きな負担となっています。

【表6】知的障害を対象とする特別支援学校に在籍する児童生徒の通学時間の変化

(単位 人、%)

学校名	児童生徒数		通学時間60分超の児童生徒					
	2010年度	2016年度	2010年度		2016年度		2016年度-2010年度	
御殿場	202	229	29	14.4	31	13.5	2	▲0.9
沼津	273	350	103	37.7	176	50.3	73	12.6
富士	381	399	55	14.4	33	8.3	▲22	▲6.1
清水	134	231	7	5.2	5	2.2	▲2	▲3.0
静岡北	322	360	73	22.7	72	20.0	▲1	▲2.7
藤枝	437	325	113	25.9	53	16.3	▲60	▲9.6
吉田	—	135	—	—	18	13.3	—	—
掛川	—	193	—	—	20	10.4	—	—
袋井	347	281	109	31.4	68	24.2	▲41	▲7.2
浜北	308	336	90	29.2	74	22.0	▲16	▲7.2
浜松	206	339	60	29.1	74	21.8	14	▲7.3
浜名	111	130	36	32.4	55	42.3	19	9.9
全県	2,721	3,308	675	24.8	679	20.5	4	▲4.3

(吉田特別支援学校及び掛川特別支援学校の高等部は開校後の学年進行による募集のため、2016年度時点では、高等部3年生は藤枝特別支援学校及び袋井特別支援学校にそれぞれ通学。)

(3) 学校施設の老朽化

- ・ 肢体不自由を対象とする特別支援学校では、学校施設の老朽化に伴い、障害の重度・重複化、多様化に対応するため、2校の移転改築を行っています。このうち、西部特別支援学校は2017年度に移転が完了し、東部特別支援学校は2018年度に移転が完了する見込みです。
- ・ 移転後の新校舎は車椅子でのすれ違いが容易にできる広い廊下等や、体温調節の困難な児童生徒に配慮した全教室の空調完備など、障害の状況に適した学習環境となりました。
- ・ 一方で、全障害種の特別支援学校のうち、一部の特別支援学校の校舎及び寄宿舎では、建築時から年数が経過し、老朽化や建築物の劣化が進んでいます。そのため、今後の方針を個別に検討する必要があります。

(4) 「共生・共育」の推進

- ・ 「共生・共育」の推進を目的に、高等学校内に特別支援学校の高等部分校を2校新設(愛鷹、焼津)しました。
- ・ 高等学校内への特別支援学校の設置は、学校の施設狭隘化や大規模化の解消に寄与しました。
- ・ また、高等学校内に分校を設置することで、特別支援学校在校生と高等学校在校生の授業や部活動の共同実施による交流を実施しています。これらにより、生徒・教職員が「共に学び、共に育ちあう」という成果が出てきています。このことから、分校設置による成果は、教育面でも大きくなっています。

3 「静岡県立特別支援学校施設整備計画」策定後に新たに考慮が必要となった課題

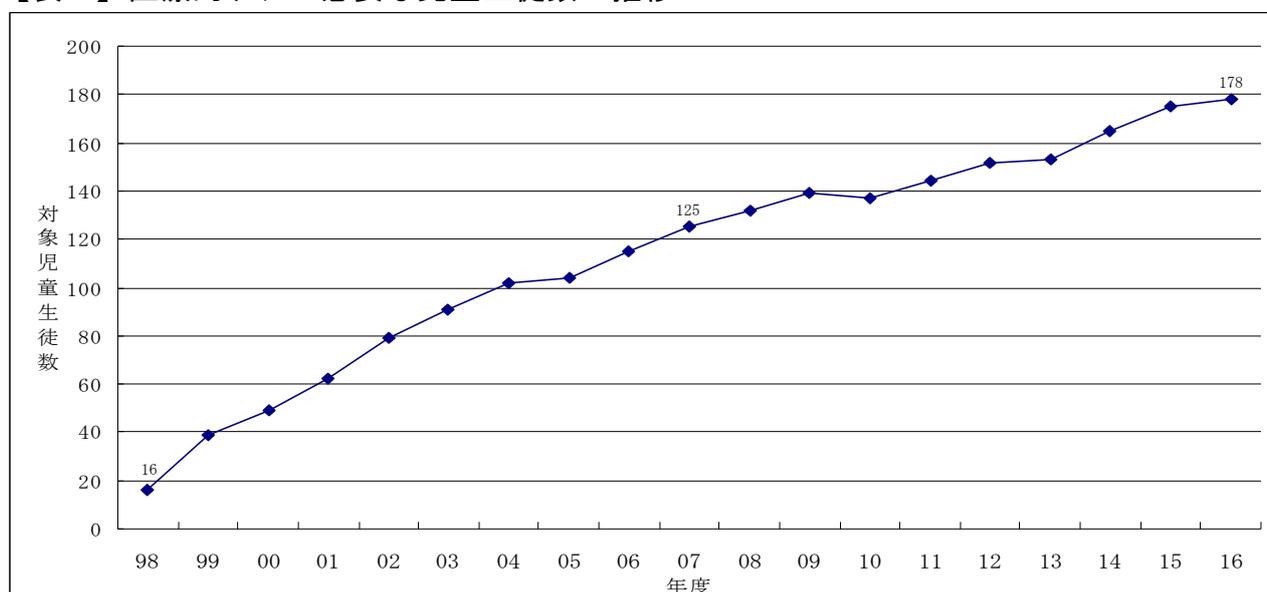
(1) 防災対策の強化

- ・ 「命を守る危機管理」の観点から、静岡県第4次地震被害想定で津波浸水域となっている4教場(浜松、伊豆松崎、伊豆下田、焼津)をはじめとする各校において防災への一層の備えや防災教育の充実が重要になっています。

(2) 医療的ケアが必要な児童生徒の増加

- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒は年々増加してきています。(表7)
- ・ 肢体不自由を対象とする特別支援学校に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する場合は、看護師を配置しています。児童生徒は、一定の手続きを経て、特定の医療的ケアを受けることができ、集団の中で学校教育を受けることが可能となっています。
- ・ 他の障害種の特別支援学校にも医療的ケアが必要な児童生徒が在籍しています。そのため、どの障害種の特別支援学校でも、医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合には、看護師の配置が求められており、対応するための部屋の整備も必要になってきています。

【表7】医療的ケアが必要な児童生徒数の推移



(3) 個々のニーズに対応した進路実現

- ・ 特別支援学校高等部卒業生の進路は、進学、就労、福祉施設の利用等様々です。高等部教育においては、それぞれの進路希望の実現に向け、作業学習をはじめとした教育を重視しています。そのため、様々な学習を実施できる教育環境の整備が重要になっています。

(4) 障害者スポーツの振興

- ・ これまでも県内の特別支援学校の在校生や卒業生が、スポーツの全国大会やパラリンピック競技大会等の国際大会に出場し、大きな活躍をしてきました。東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機に、特別支援学校在籍中から一層のスポーツの振興を図ることのできる整備等の充実が必要になっています。

(5) 食形態にあわせた摂食指導

- ・ 肢体不自由の児童生徒にとって、生活の質(QOL)や安全性の向上のために、食形態に合わせた摂食指導はより重要なものになってきています。そのため、様々な食形態が提供できる給食施設等が必要となっています。

(6) 病弱を対象とする特別支援学校における関係機関との連携

- ・ 病弱を対象とする特別支援学校では、発達障害のある児童生徒が増加しています。そのため、施設の安全対策を講じると同時に、病院・施設との連携が重要になっています。

(7) 空調設備の設置

- ・ 近年の夏の酷暑に加え、児童生徒の障害の状況の多様化、体温調整の難しさへの対応が必要なことから、どの障害種においても各教室への空調設置が必要となっています。

4 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」で優先度の高い課題

- ・ 本計画で最も優先度の高い課題は、知的障害を対象とした特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担の2点です。
- ・ これは、施設狭隘化と児童生徒の通学負担は2006計画でも2011計画でも課題としたものの解消することができなかったことと、児童生徒数の増加により整備を行わなかった場合、施設狭隘化は一層進行すると想定されるためです。

第4章

「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の方針

1 計画方針

- 本計画では、次の3点を方針として、施設整備の中で解決を図っていきます。

方針1 知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担を最も優先度の高い課題と捉え、それを解消する整備を行います。

- 本校・分校の設置形態は、長期的な小学部・中学部・高等部別の児童生徒数の動向、既設の特別支援学校の状況、地区全体の人口動態等を総合的に判断して決定します。

方針2 知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化と通学負担以外の課題は、整備時に必要な対策を講じます。

方針3 知的障害以外の障害種を対象とする特別支援学校における課題は、必要に応じ対策を講じます。

2 計画期間

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
整備の計画方針(2017年度～2026年度)									
課題を早急に解消する必要のある地区 (2017年度から2021年度までに着手) (本計画で策定)					(2021年度に整備地区を決定)				

- 本計画では、知的障害を対象とする特別支援学校に在籍する児童生徒数は今後10年間増加すると見込んでいることを考慮し、2017年度から2026年度までの10年計画とします。
- 方針1のうち、現時点で施設狭隘化及び通学負担の課題が特に大きく、早急に解消する必要のある地区への整備を2017年度から2021年度までの5年間に着手します。
- 2022年度から2026年度までに整備に着手する地区は、2021年度に決定します。

3 計画における地区設定

- ・ 特別支援学校には「特別支援教育のセンター的役割」^①が求められています。この役割を活かし、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校などと密に連携し、個々の教育的ニーズに対応した「連続した学びの場」を充実させる必要があります。
- ・ 共生社会を目指した「静岡県の特別支援教育」を推進するためには、各地区の状況を考慮して整備を行い、特別支援学校が特別支援教育のセンター的役割を果たすことで、より地域に根差した教育を推進する必要があります。
- ・ そのため、本計画では他の教育や福祉に関する計画、人口分布等をもとに、県内を10地区に分け、地区ごとの実情に応じた必要な整備を実施します。〔地区分類は資料2参照〕

^① 学校教育法第74条では「幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項(幼稚園、小学校、中学校、又は中等教育学校における特別支援教育)に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と規定されています。

第5章

特別支援学校の具体的な整備計画

1 2017年度から2021年度までに整備に着手する箇所

- ・ 方針1に基づき、早急に対応が必要な5地区において、2017年度から2021年度までの間に整備に着手します。

〔御殿場・裾野地区〕

・ 比較的軽度な知的障害のある生徒を対象とする高等部分校を新設します。

- ・ 御殿場特別支援学校には、138人の施設規模に対し、229人の児童生徒が通学しています。特に、高等部では24人の施設規模に対し、87人の生徒が通学しています。今後も、高等部の生徒数は増加傾向が続くことを見込んでいることから、高等部分校を新設します。

〔三島田方地区〕

・ 現東部特別支援学校(伊豆の国市)移転後の跡地(2018年度移転)を活用して、知的障害のある児童生徒を対象とする本校を、2021年度開校を目途に新設します。

- ・ 沼津特別支援学校には、224人の施設規模に対し、350人の児童生徒が通学しており、小学部・中学部・高等部の全ての部で施設狭隘化が進んでいます。
- ・ 学区が広範囲であるため、沼津特別支援学校に通学する児童生徒のうち50.3%にあたる176人が通学時間60分超となっています。これは、沼津駿東地区と三島田方地区が一つの学区になっていることも要因です。
- ・ そのため、学区を沼津駿東地区と三島田方地区に分割した上で、三島田方地区に本校を新設します。

〔富士・富士宮地区〕

・ 比較的軽度な知的障害のある生徒を対象とする高等部分校を新設します。

- ・ 富士特別支援学校には、285人の施設規模に対し、399人の児童生徒が通学しています。^②
- ・ 富士・富士宮地区には、高等部では141人の施設規模に対し、194人の生徒が通学しています。今後も、高等部の生徒数は増加傾向が続くことを見込んでいることから、高等部分校を新設します。

^② 富士地区には富士特別支援学校に通学する児童生徒のほか、富士特別支援学校富士宮分校に77人の高等部生徒が通学しています。(施設規模：81人)

〔静岡地区〕

・知的障害のある児童生徒を対象とする本校を新設します。

- ・ 静岡地区には、480人の施設規模に対し、644人の児童生徒が通学しています。学校別では、清水特別支援学校は166人の施設規模に対し、231人の児童生徒が、静岡北特別支援学校は260人の施設規模に対し、360人の児童生徒がそれぞれ通学しています。^③
- ・ 静岡北特別支援学校に通学する児童生徒のうち20.0%にあたる72人が通学時間60分超となっています。
- ・ 小学部・中学部・高等部の全ての部で施設狭隘化が進んでいることから、本校を新設します。

〔浜松地区〕

・旧県立気賀高等学校(浜松市北区、2015年度に県立浜松湖北高等学校に再編)の敷地を活用して、知的障害のある児童生徒を対象とする本校を、2021年度開校を目的に新設します。

・比較的軽度な知的障害のある生徒を対象とする高等部分校を新設します。

- ・ 浜松地区には、507人の施設規模に対し、857人の児童生徒が通学しています。学校別では、浜北特別支援学校は164人の施設規模に対し、336人の児童生徒が、浜松特別支援学校は224人の施設規模に対し、339人の児童生徒が、浜名特別支援学校は65人の施設規模に対し、130人の児童生徒がそれぞれ通学しています。^④
- ・ 特に、高等部では地区全体で195人の施設規模に対し、362人の生徒が通学しています。
- ・ 浜北特別支援学校に通学する児童生徒のうち22.0%にあたる74人が、浜松特別支援学校に通学する児童生徒のうち21.8%にあたる74人が、浜名特別支援学校に通学する児童生徒のうち42.3%にあたる55人が通学時間60分超となっています。
- ・ 小学部・中学部・高等部の全ての部で施設狭隘化が進んでおり、特に高等部での施設狭隘化が顕著であることから、本校1校及び高等部分校1校を新設します。

2 2022年度から2026年度までに整備に着手する箇所

- ・ 2022年度から2026年度までに着手する箇所は、児童生徒数の推移を含む課題の解消状況を検証した上で、2021年度に決定します。

^③ 静岡地区には清水特別支援学校、静岡北特別支援学校に通学する児童生徒のほか、静岡北特別支援学校南の丘分校に、53人の高等部生徒が通学しています。(施設規模：54人)

^④ 浜松地区には浜北特別支援学校、浜松特別支援学校、浜名特別支援学校に通学する児童生徒のほか、浜松特別支援学校城北分校に52人の高等部生徒が通学しています。(施設規模：54人)

2017年度から2021年度までに整備に着手する地区の 整備状況(知的)

地区	2016年度現在	整備完了後
御殿場・裾野	御殿場特別支援学校 (知・肢)(小・中・高)	御殿場特別支援学校 (知・肢)(小・中・高) 御殿場・裾野地区新分校 (知)(高)
三島田方	沼津特支・伊豆田方分校 (知)(高)	沼津特支・伊豆田方分校 (知)(高) 三島田方地区新特別支援学校 (知)(小・中・高)
富士・富士宮	富士特別支援学校 (知・肢)(小・中・高) 富士特支・富士宮分校 (知)(高)	富士特別支援学校 (知・肢)(小・中・高) 富士特支・富士宮分校 (知)(高) 富士地区新分校 (知)(高)
静岡	清水特別支援学校 (知)(小・中・高) 静岡北特別支援学校 (知)(小・中・高) 静岡北特支・南の丘分校 (知)(高)	清水特別支援学校 (知)(小・中・高) 静岡北特別支援学校 (知)(小・中・高) 静岡北特支・南の丘分校 (知)(高) 静岡地区新特別支援学校 (知)
浜松	浜北特別支援学校 (知・肢)(小・中・高) 浜松特別支援学校 (知)(小・中・高) 浜名特別支援学校 (知・肢)(小・中・高) 浜松特支・城北分校 (知)(高)	浜北特別支援学校 (知・肢)(小・中・高) 浜松特別支援学校 (知)(小・中・高) 浜名特別支援学校 (知・肢)(小・中・高) 浜松特支・城北分校 (知)(高) 浜松地区新特別支援学校 (知)(小・中・高) 浜松地区新分校 (知)(高)

資 料

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料 1 | 静岡県立特別支援学校の整備状況 |
| 資料 2 | 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」における地区設定 |
| 資料 3 | 静岡県立特別支援学校配置図 |

静岡県立特別支援学校の整備状況

資料1

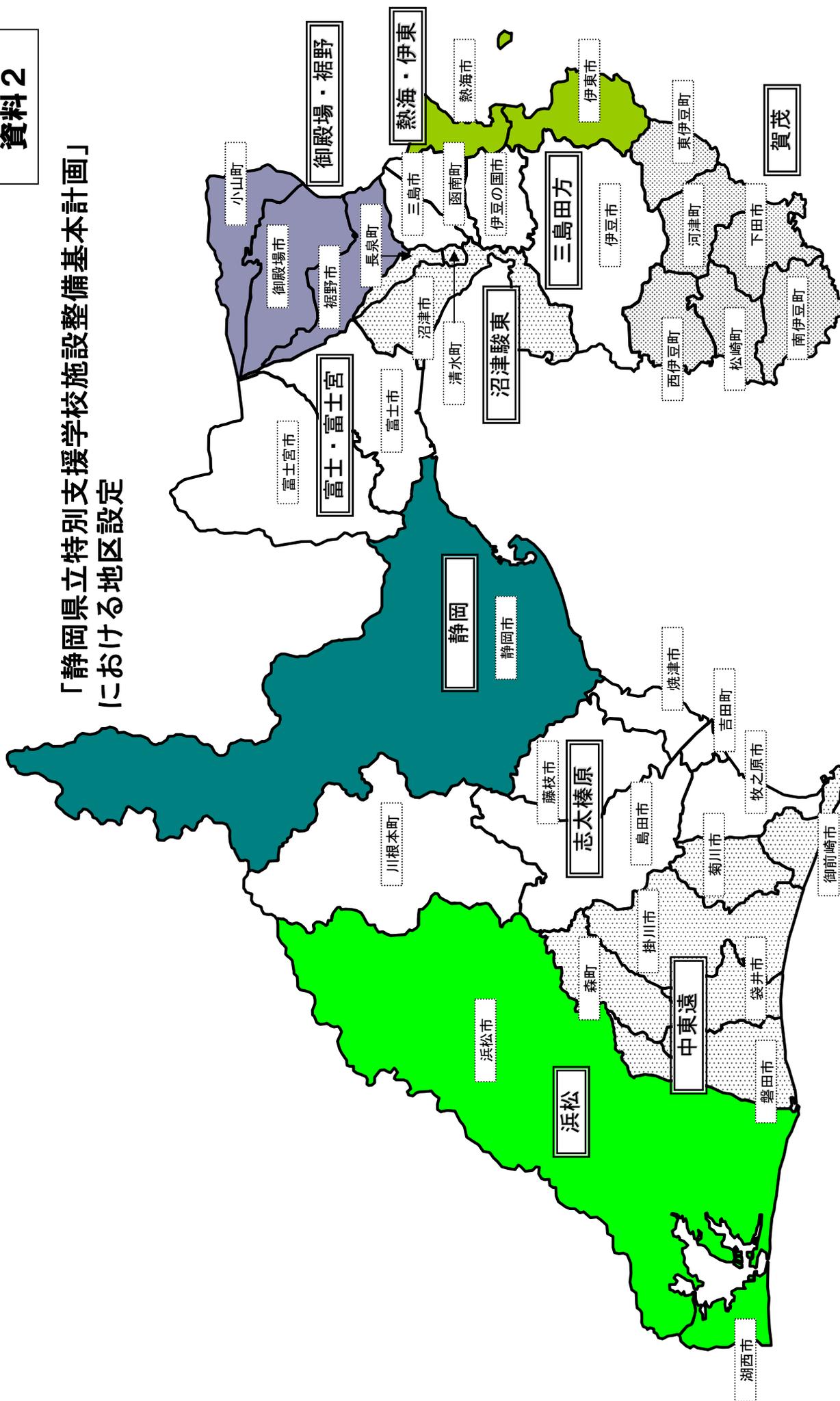
区分	1979年度以前	1979年度以降 2006年度まで (2006計画策定前)	2007年度以降 2010年度まで (2006計画)	2011年度以降 2016年度まで (2011計画)
視覚	沼津盲学校 静岡盲学校 浜松盲学校			
聴覚	沼津聾学校 静岡聾学校 浜松聾学校			
知的	賀茂		伊豆下田分校(2008) 伊豆松崎分校(2011)	
	熱海・伊東	伊東分校(1999) 伊豆高原分校(2002)		
	御殿場・裾野	御殿場養護(2000)		
	沼津駿東			愛鷹分校(2013)
	三島田方		伊豆田方分校(2009)	
	富士・富士宮	富士養護(1990)	富士宮分校(2011)	
	静岡	清水分校(2001)(2010.3廃止) 南の丘分校(2004)	清水特別支援学校(2010)	
	志太・榛原	藤枝養護(1986)		焼津分校(2013) 吉田特別支援(2015)
	中東遠	袋井養護(1990) 御前崎分校(2006)		掛川特別支援(2015)
	浜松	浜名養護(1997)	磐田見付分校(2010) 浜北特別支援(2009) 城北分校(2011)	
肢体	東部養護 中央養護 西部養護	静岡南部養護(1980)		東部特支(老朽改築) 西部特支(老朽改築)
病弱	天竜養護			

※ 福祉施設併設の分校、分教室を除く。

※ 2008年4月に「盲学校」は「視覚特別支援学校」に、「聾学校」は「聴覚特別支援学校」に、「養護学校」は「特別支援学校」にそれぞれ校名変更

資料 2

「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」
における地区設定



資料3

静岡県立特別支援学校配置図

(2016年度)

- ……視覚障害
- ……聴覚障害
- ……知的障害
- ……肢体不自由
- △ ……病弱

視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	合計
3	3	26	4	2	38

